

正 副

一級  
二級  
木造

建築士事務所登録申請書

[記入注意]

- ※印欄は、記入しないでください。
- 登録申請者氏名(法人にあつては、その代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。
- 現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入して下さい。
- 登録申請手数料 一級建築士事務所15,000円 二級建築士事務所10,000円  
木造

※手数料欄			
平成	年	月	日
手数料納入済			
一級	¥	15,000	—
二級	¥	10,000	—
木造	¥	10,000	—

一級  
二級 建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は事実に相違ありません。  
木造

平成 年 月 日 登録申請者氏名 印

新潟県指定事務所登録機関  
社団法人新潟県建築士事務所協会会長 様

建 事 築 務 士 所	ふり 名	がな 称			
	所 在 地		〒		
	電話 ( ) ー 番 FAX ( ) ー 番				
一級建築士事務所、 二級建築士事務所又は 木造建築士事務所の別					
登 録 申 請 者	個人 で あ る と き	ふり 氏	がな 名	建築士の 資格	一級建築士・二級建築士 木造建築士・なし
		住 所		〒	
	電話 ( ) ー 番 FAX ( ) ー 番				
申 請 者	法 人 で あ る と き	ふり 名	がな 称		
		事 務 所 所 在 地		〒	
		電話 ( ) ー 番 FAX ( ) ー 番			
役員の氏名 及び役名					
建 築 士 事 務 所 を 管 理 す る 建 築 士	管 理 す る 建 築 士	ふり 氏	がな 名	登 録 番 号	
		一級建築士、 二級建築士又は 木造建築士の別		登録を受けた都道府県 名(二級建築士、木造 建築士の場合)	
		管理建築士講習を 修了した年月日	平成 年 月 日	修了証番号	
現 登 録 年 月 日 及 び 登 録 番 号		平成 年 月 日 新潟県知事登録 ( ) 第 号			※ 審 査
新 規 □	更 新 □	※登録年月日 及び登録番号 平成 年 月 日 新潟県知事登録 ( ) 第 号			

上記申請書記載事項を適当と認め、建築士法第23条の3第1項の規定により一・二級・木造建築士事務所登録簿に登録する。

登録有効期間 平成 年 月 日まで



## 所 属 建 築 士 名 簿

ふり 氏 名	一級建築士、 二級建築士又 は木造建築士 の別及び管理 建築士である 場合にあつて は、その旨	登 録 番 号	登録を受けた都 道府県名 (二 級建築士又は 木造建築士の 場合)	構造設計一級 建築士又は設 備設計一級建 築士である場 合にあつて は、その旨	構造設計一級 建築士証又は 設備設計一級 建築士証の交 付番号
計	名		一 級 建 築 士		名
			二 級 建 築 士		名
			木 造 建 築 士		名
			構造設計一級建築士		名
			設備設計一級建築士		名

# 略 歴 書

<登録申請者>

[記入注意]

- 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 2 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 3 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏 名		印	生年月日	
建 築 士 の 資 格	一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> な し <input type="checkbox"/>	登 録 番 号		登録を受けた都 道府県名 (二級 建築士又は木造 建築士の場合)
学 歴	年 月 日	学校名及び学科名		卒 業 ・ 修 了 ・ 中 退 の 別
職 歴	期 間 年月 ~ 年月	勤 務 先	地 位 ・ 職 名	

# 略 歴 書 <管理建築士>

[記入注意]

- 1 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
- 2 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 3 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏 名		印	生年月日	
建 築 士 の 資 格	一級建築士 <input type="checkbox"/> 二級建築士 <input type="checkbox"/> 木造建築士 <input type="checkbox"/> な し <input type="checkbox"/>	登 録 番 号		登録を受けた都 道府県名(二級 建築士又は木造 建築士の場合)
学 歴	年 月 日	学校名及び学科名		卒 業 ・ 修 了 ・ 中 退 の 別
職 歴	期 間 年月 ~ 年月	勤 務 先	地 位 ・ 職 名	

## 誓 約 書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人〔法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。〕及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

平成 年 月 日

登録申請者の氏名又は名称 ..... 印  
(署 名)

新潟県指定事務所登録機関

社団法人新潟県建築士事務所協会会長 様

### 記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 成年被後見人又は被保佐人
- 3 禁錮刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 5 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 6 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 7 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 8 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 9 禁錮以上の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）
- 10 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（4に該当する者を除く。）

- [記入注意]
- 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
  - 2 3から7まで、9又は10のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

登録簿に登録されると、提出申請書の1部を建築士法施行細則第20条第1項及び同条第2項の規定により登録済副本を返付することになりますので、下欄に返付先を正確に記載して下さい。

返付先 住所	郵便番号 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>
返付先 氏名もしくは 法人名	